

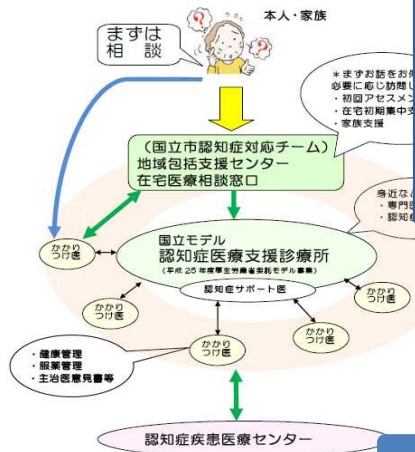
平成25年度は、国立市在宅療養推進事業に国の認知症医療支援診療所（仮称）地域連携モデル事業が加わった。

○国立市在宅療養推進連絡協議会

【継続内容】多職種連携研修会の企画・実施、認知症独居や24時間対応の仕組みづくりの検討、情報交換ツールのICT化検討、多職種による地域ケア会議、ケアマネ会議、市民勉強会、認知症カフェ、等

【新規内容】在宅療養ハンドブック作成、等

都補助



認知症支援チームとモデル事業

市民も専門職も行政も
みんなで作る

認知症アクションミーティング



市民勉強会

認知症の方を含むコーラス
認知症介護川柳の表彰
グループ発表、対談
福祉用具展示
相談ブース設置
在宅療養ハンドブック配布



在宅医療相談窓口

- つくし会訪問看護ステーション内
- 専門職による受付、相談対応。
- 市報やチラシ、リーフレット、市民向け封筒等で周知。
- 地域包括支援センター連絡会議参加。
- 相談受付述べ件数 181件

都補助

くにたち在宅療養ハンドブックの作成



② 医療と介護の連携の推進

○ 平成23・24年度に実施した在宅医療連携拠点事業では、在宅医療の充実と在宅医療を含めた地域包括ケアシステムの構築に寄与したなどの効果が得られている。さらに、平成25年度から実施している在宅医療推進事業の成果も踏まえ、医療に係る専門的な知識及び経験を活用した地域における在宅医療・介護の連携拠点としての機能の構築といった医療と介護の連携の推進について、介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、市町村が主体となり、取り組むこととする方向で議論が進められている。

○ 市町村が主体となった取組を進めるためには、国、都道府県においては、これまで在宅医療の提供体制等への関与が少なかった市町村への支援として、これまでの在宅医療連携拠点事業で蓄積されたノウハウや地域の先駆的事例を情報提供すること等が必要である。なお、都道府県は広域的に対応する必要がある調整等について保健所を通じて市町村の支援を行うことも重要である。

また、市町村や地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び看護協会等において、医療と介護の連携体制の構築を進めるにあたり、各市町村で中心的役割を担うリーダーや医療と介護に精通した連携のコーディネーターとなる人材育成等が必要であり、その支援を行っていくことが求められる。

○ さらに、高齢者だけではなく、NICU（新生児集中治療室）で長期の療養を要した小児などについても、在宅において必要な医療・福祉サービス等を受けることができ、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築することが必要である。

○ 現在、モデル事業として小児等在宅医療連携拠点事業を実施しているが、今後、できるだけ多くの地域で、医療・福祉・教育が十分に連携できるような体制を構築していくことが重要である。また、在宅医療については多様なニーズがあることから、今後構築される在宅医療・介護連携拠点の機能等を活用しつつ、多様なニーズに幅広く対応できるような方向性を目指すべきである。

■背景・課題

- 新生児集中治療管理室(NICU)等から退院し重度の医療的ケアを要する小児等の在宅医療については特有の課題に対応する体制整備が必要

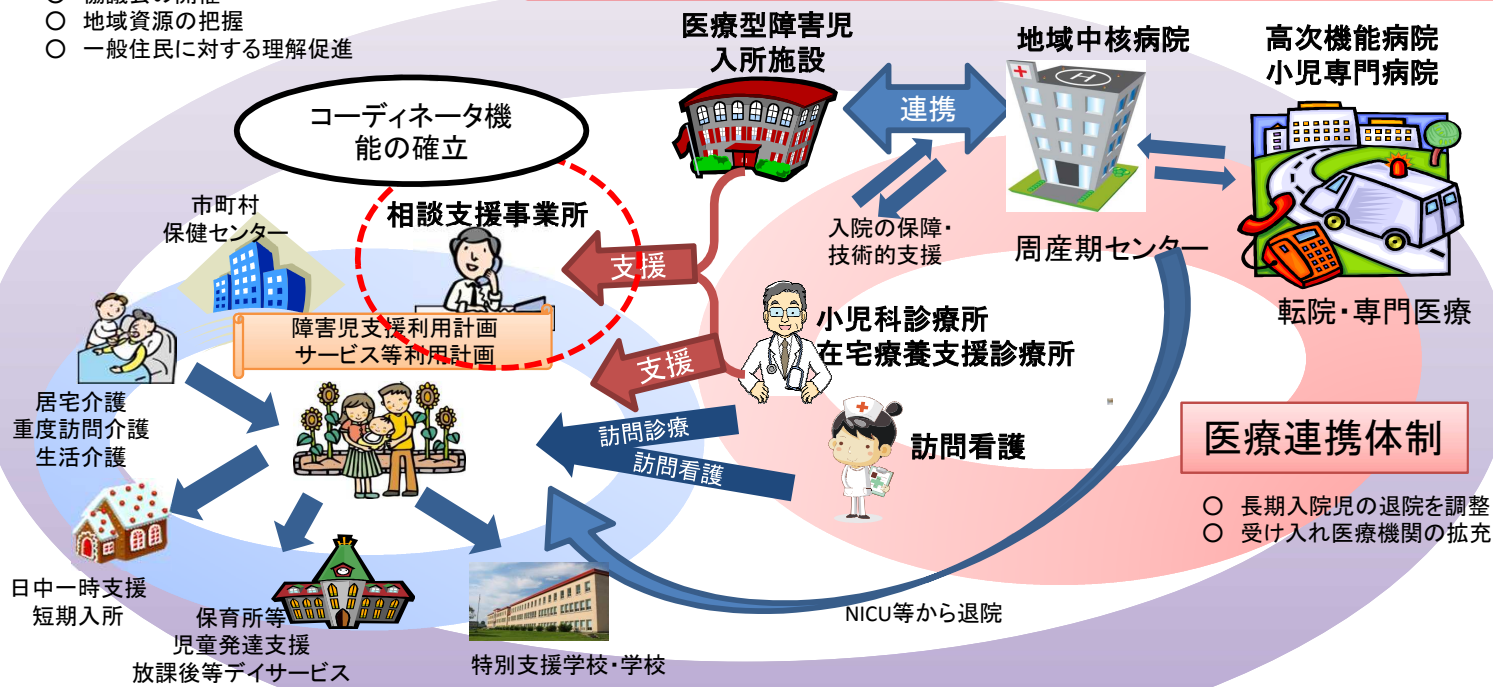
■本事業の目的・概要

- 小児等在宅医療を担う医療機関を拡充（診療所、訪問看護、医療型短期入所施設など）
- 地域における医療・福祉・教育の連携体制の構築
- 医療と連携した福祉サービスを提供できるコーディネータ機能の確立

都道府県による支援

- 協議会の開催
- 地域資源の把握
- 一般住民に対する理解促進

拠点のイメージ： 高次機能病院、在宅療養支援診療所、医療型障害児入所施設など



地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築する。

- ① 二次医療圏や市町村等の行政・医療・福祉関係者等による協議を定期的に行う
- ② 地域の医療・福祉・教育資源の把握・活用
- ③ 受入が可能な医療機関・訪問看護事業所数の拡大、専門機関とのネットワークを構築
- ④ 福祉・教育・行政関係者に対する研修会の開催やアウトリーチによる医療と福祉等の連携の促進
- ⑤ 個々のニーズに応じた支援を実施するコーディネータ機能の確立
- ⑥ 患者・家族や一般住民に対する理解促進の取り組み

医療連携体制

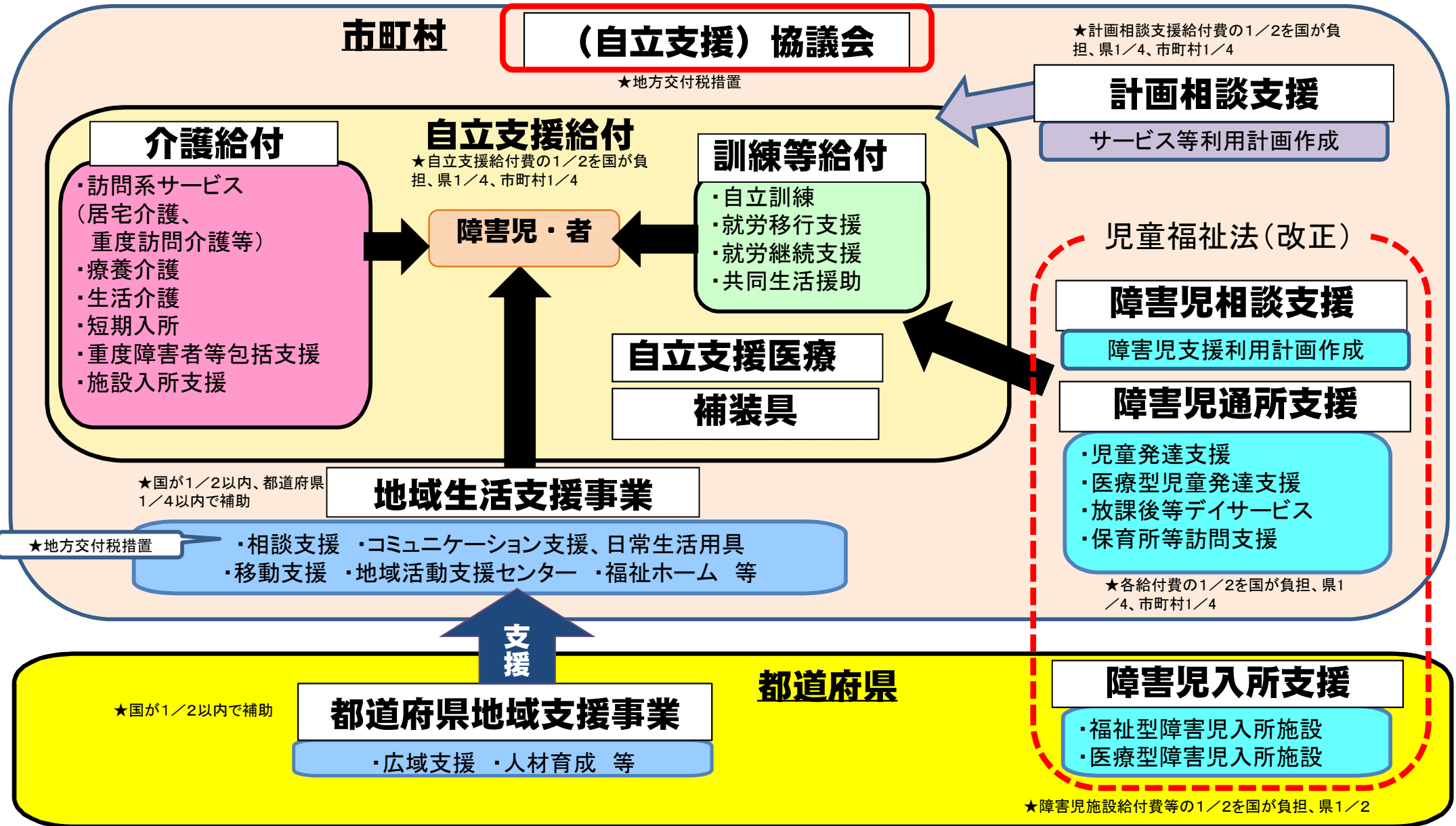
- 長期入院児の退院を調整
- 受け入れ医療機関の拡充

地域の福祉・教育機関との連携

- 市町村自立支援協議会などでの医療と福祉との顔の見える関係
- 福祉・教育・行政職員に対する研修、アウトリーチ

※ 群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・長野県・三重県・福岡県・長崎県の9都県で実施

障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービスの体系（平成24年4月～）



在宅医療関係施策の資料

- 在宅医療の推進について(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/zaitaku/index.html

- 在宅医療推進支援ツール(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/zaitaku/shien.html

- 国立長寿医療研究センター在宅連携医療部

<http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/index.html>

- 在宅医療推進のための地域における多職種連携研修会(東京大学高齢社会総合研究機構)

<http://chcm.umin.jp/education/ipw/>

- 国立成育医療研究センター小児等在宅医療連携拠点事業

<http://www.ncchd.go.jp/center/medical/zaitaku.html>